



夏季休業中に計画的に取得する休暇

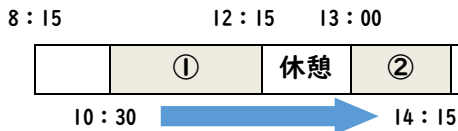
ご不明な点は事務職員までご確認ください！

休暇の名称		付与日数 (年間)	取得単位	取得時の注意
年次有給休暇	夏季計画的年休	目標として 3日	1日	・休暇申請期間の余白に「夏季」と記載する ・ 新たな年休の付与なし
	その他		1日、半日、 1時間	・長期休業期間中の休憩時間が通常期と異なる方もいるので注意する
夏季休暇		5日以内	1日	・原則として、7月～9月の間に取得する ・分割取得可
両立支援休暇		2日以内	1日、 1時間	・分割取得可 ・取得可能事由は以下の4つ (ア)子等の学校等の行事 (イ)永年勤続(勤続10・20・30年に達する年度) (ウ)知識・教養活動(研修会、文化・教養施設の利用等) (エ)市民活動(自治会、NPO、ボランティア等への参加)

※ 休憩時間を挟んだ年休の取得方法

年次有給休暇は、休憩時間の前後を区別して取得します。

例) 12:15~13:00に休憩の職員が、10:30~14:15に年休を取得するとき



① 10:30~12:15 で2時間

② 13:00~14:15 で2時間

→計4時間の取得

その他の服務

内容	サービス上の扱い	備考
静岡地区教育講演会に参加する (7/31 静岡市民文化会館)	出張	職務上必要とされる場合は公務扱い(出張) ※校長・教員・事務職員ともに同じ扱いとなる
<公立学校共済組合>		※人間ドック・脳ドックを別日に受診してもよい
指定年齢健診(義務健診)・婦人科検診(互助組合主催)	出張	公務扱い(出張)
人間ドック受診 (義務健診に代えて行う場合)	職専免	健診日とは別の日に受診結果の説明を受ける場合は年休
脳ドック受診(指定医療機関で受診)	職専免	指定医療機関以外で受診する場合は年休
再検査等の二次検診(事後措置区分決定前含む)	年休	
介護講座	年休	中部会場: 8/7・8/8 静岡県教育会館
教職員体育大会に参加する	職専免	公立学校共済組合・市教委合同開催のもの
教員免許更新制に係る免許状更新講習を受ける	職専免	
研修(勤務場所を離れて行う研修)	職専免	教特法第22条2項

旅費の運用方法について改正・見直しがありました。

平成 31 年 4 月 1 日以降に旅行する場合の旅費の取り扱いについて、条例規則の改正や運用方法の見直しがありました。先生方にも関わりの深い変更点について抜粋してご紹介します。

管内旅行の区域拡大

平成 31 年 4 月 1 日付けて「旅費条例施行規則第 11 条」が改正され、管内旅行の区域が拡大されました。

区域	改正前	改正後
管内	静岡市内、焼津市（旧大井川町を除く）、藤枝市（旧岡部町のみ）、富士市（旧富士川町のみ）	静岡市内、焼津市（ <u>全域</u> ）、藤枝市（ <u>全域</u> ）、富士市（ <u>全域</u> ）、 <u>島田市</u> 、 <u>富士宮市</u> 、 <u>牧之原市</u> 、 <u>吉田町</u> 、 <u>川根本町</u>

新たに管内扱いとなった自治体へ交通機関で行く場合、これまでは「起点となる駅」までの交通費しか請求できませんでしたが、今後は駅から目的地までの路線バス代も請求することができます。

また、下車駅は「起点となる駅」ではなく、「目的地の最寄り駅」になります。

自家用車使用の要件を満たしている場合は、自家用車で出かけることも可能です。（出張は公共交通機関利用が原則です。）

管内旅行における調整

①通勤手当が定期券で認定され、その区間と旅行経路が重複した場合、定期券の使用の有無に関わらず定期区間は旅費を支給しない。

（定期券を忘れた場合などは、領収証を提示することにより定期区間も旅費の支給が可能。）

②外勤等（自宅発・着）の際は、「勤務地～目的地」の額と「自宅～目的地」の額を比較し、どちらか低廉な額を支給する。

新たに「静岡～掛川」区間のみの乗車が追加されました。
 静教研夏季研究大会等で掛川市近辺にお出かけの際は、新幹線利用の旅費請求ができません。ご注意ください。

新幹線利用について

項目	改正前	改正後
新幹線の利用禁止区間（追加）	静岡～新富士間、三島～熱海間、東京～上野間、東京～品川間	静岡～新富士間、 <u>静岡～掛川間</u> 、三島～熱海間、 <u>東京～大宮間</u> 、東京～品川間
東海道・山陽新幹線「のぞみ」、東北新幹線「はやぶさ」、山陽・九州新幹線「みずほ」の利用	利用することにより、前泊又は後泊が不要となる場合のみ利用可	・九州地方に旅行する場合の「のぞみ」又は「みずほ」の利用を認める。（乗換駅は新大阪駅） ・盛岡以北に旅行する場合の「はやぶさ」の利用を認める。（乗換駅は東京駅）
北陸新幹線の利用拡大	一部利用可	富山県内までの北陸新幹線の利用を通常の経路とする。（乗換駅は東京駅）

平成31年度 年次有給休暇等管理簿

所属名	静岡市立 〇〇学校	職名	教諭	年次有給休暇				夏季休暇	両立支援休暇	
氏名	清水 太郎	職員コード	123456	前年度繰越日数	20日	日	時間	分	期間(○/○~△/△) 付与日数 5日	付与日数 2日
				本年度付与日数	20日	日	時間	分		
				合計	40日	日	時間	分		

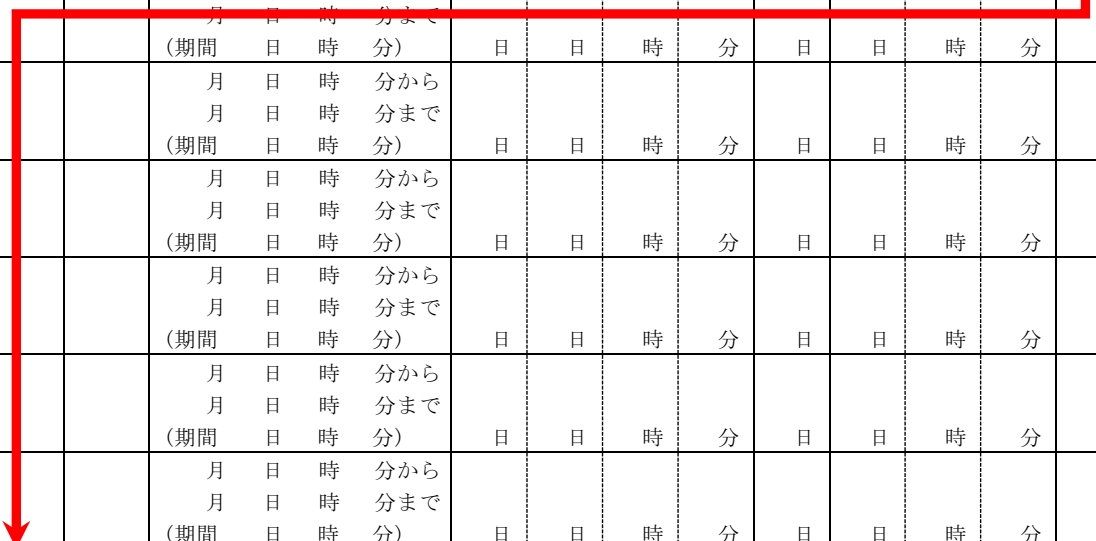
申請日	決裁者印			本人印	休暇申請期間	年次有給休暇				夏季	両立支援休暇			理由 ※	
	校長	教頭				残日数				残日数	残日数				
						日	半日	時間	分	日	日	時間	分		
7/24	EO	EO		EO	7月25日 時一分から 月 日 時 分まで (期間 1日 時 分)										
7/24	EO	EO		EO	7月26日午前時一分から 月 日 時 分まで (期間 半日 時 分)	38	半								
7/24	EO	EO		EO	7月27日14時05分から 7月27日16時45分まで (期間 日 3時 分)	37	半	4	45						
7/28	EO	EO		EO	7月31日13時 05分から 7月31日16時 45分まで (期間 日 4時 分)						1	3	45	3-I	
7/28	EO	EO		EO	8月1日 一時一分から 月 日 時 分まで (期間 1日 時 分)					4					
7/28	EO	EO		EO	8月3日一時一分から 8月4日一時一分まで (期間 2日 時 分)					2					
7/28	EO	EO		EO	8月14日一時一分から 8月16日一時一分まで (期間 3日 時 分) 夏季	34	半	4	45						
/					日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										
/					月 日 時 分から 月 日 時 分まで (期間 日 時 分)										

半日単位で年休を取得する場合
午前・午後を明記する。

両立支援休暇を取得する
場合、該当する事由を記入
する。→欄外※参照

夏季休暇を
取得する場合

夏季計画年休を取得する場合、
「夏季」と記入する。



※ 両立支援休暇の申請に当たっては、次の（ ）内の例により理由を記すこと。

- 1 学校等行事出席（授業参観、入学式、卒業式、進路説明会、家庭訪問等：1ーア、発表会、文化祭、学芸会、運動会、親子遠足等：1ーイ）
- 2 永年勤続に伴う心身のリフレッシュ（勤続10年：2ーア、勤続20年：2ーイ、勤続30年：2ーウ）
- 3 知識教養活動（各種研修会への参加：3ーア、職務、市施策に関連のある研修会等への参加：3ーイ、職務、市施策に関連のある文化・教養活動への参加：3ーウ、文化・教養施設の利用：3ーエ）
- 4 市民活動（NPO、自治会・町内会、消防団、PTA、ボランティア等：4）